高橋比奈子　衆議院議員　ひなの会
続　訓弘　参議院議員　内外政策研究会
長﨑　慶一　参議院議員　長崎慶一友の会
野呂田芳成　衆議院議員　地域経済研究会
浜野　清人　衆議院議員　青山会
藤田　学　衆議院議員　21世紀環境福祉教育研究会
増元　照明　参議院議員　照明会
柳沢　伯夫　衆議院議員　伯政会

岩手県盛岡市本町通二―一一―二五　高橋比奈子　一一、一二
東京都港区南青山一―一五―三三　続　訓弘　三、三〇
東京都荒川区南千住二―一七―一二　長﨑　慶一　三、二九
東京都千代田区永田町二―一一―二　野呂田芳成　一一、一一、一一
東京都北区神谷一―三―一一　浜野　清人　一一、三、三一
東京都町田市常磐町三―二五―二　藤田　学　一一、一三
東京都中央区勝どき五―三―一八　増元　照明　一一、四、九
東京都千代田区平河町二―五―七　柳沢　伯夫　一一、四、一三

○総務省告示第三百二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、日本歯科医師連盟から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十四年総務省告示第五百二十四号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十三年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十二年八月三十日

総務大臣　原口　一博

〔その他の政治団体〕の部日本歯科医師連盟のうち1中

「収入総額　3,828,339,786」を「収入総額　3,838,339,786」に、

「本年収入額　2,865,645,427」を「本年収入額　2,875,645,427」に改め、

同部日本歯科医師連盟のうち3中

「個人の党費・会費　1,865,412,500　（52,941人）」を「個人の党費・会費　1,865,412,500　（52,941人）」に改め、

寄附　10,000,000　政治団体分　10,000,000」

同部日本歯科医師連盟のうち5中

「5　資産等の内訳」を「6　資産等の内訳」に改め、

同部日本歯科医師連盟のうち4の次に次のように加える。

5　寄附の内訳

（政治団体分）

大島慶久中央後援会　10,000,000　千代田区

〔その他の政治団体〕の部日本歯科医師連盟のうち

「（関係書類が押収されているため、収支の状況が記載できない旨、報告があった）」を削り、

同部日本歯科医師連盟のうち1中

「収入総額　1,620,666,470　前年繰越額　不明　本年収入額　不明」を「収入総額　3,327,128,234　前年繰越額　1,630,666,470　本年収入額　1,696,461,764」に改め、

同部日本歯科医師連盟のうち2中

「支出総額　不明」を「支出総額　1,612,839,876」に改め、

同部日本歯科医師連盟のうち3中

「個人の党費・会費　不明　寄附　不明　機関紙誌の発行その他の事業による収入　不明　その他の収入　一件十万円未満のもの　不明」を「個人の党費・会費　1,691,946,500　（52,176人）　寄附　2,427,825　政治団体分　2,427,825　機関紙誌の発行その他の事業による収入　2,083,725　広告収入　2,083,725　その他の収入　3,714　一件十万円未満のもの　3,714」に改め、

同部日本歯科医師連盟のうち4中

「経常経費　不明　人件費　不明　光熱水費　不明　備品・消耗品費　不明　事務所費　不明　政治活動費　不明　（うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出）　不明　組織活動費　不明　選挙関係費　不明」を

機関紙誌の発行その他の事業費　不明　調査研究費　不明　寄附・交付金　不明　その他の経費　不明」

「経常経費　161,562,689　人件費　134,614,020　光熱水費　224,669　備品・消耗品費　5,757,366　事務所費　20,966,634　政治活動費　1,451,277,187　組織活動費　170,355,724　選挙関係費　2,335,725　機関紙誌の発行その他の事業費　48,530,533」に改め、

同部日本歯科医師連盟のうち5中

「5　資産等の内訳」を「6　資産等の内訳」に、

「（預金等）　不明」を

「（預金等）　65,374,562」に改め、

同部日本歯科医師連盟のうち4の次に次のように加える。

5　寄附の内訳

（政治団体分）

千葉県歯科医師連盟　1,000,000　千葉市

自由民主党東京都歯科医師連盟支部　1,427,825　千代田区

○総務省告示第三百二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、日本歯科医師連盟から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十五年総務省告示第五百五十四号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十四年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十二年八月三十日

総務大臣　原口　一博

〔その他の政治団体〕の部日本歯科医師連盟のうち1中

「収入総額　3,686,944,772　前年繰越額　1,912,537,098」を「収入総額　3,696,944,772　前年繰越額　1,922,537,098」に改める。

○総務省告示第三百二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、日本歯科医師連盟から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十六年総務省告示第七百号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十五年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十二年八月三十日

総務大臣　原口　一博

○総務省告示第三百二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、友愛政経懇話会及び日本歯科医師連盟から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千百三号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十六年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十二年八月三十日

総務大臣　原口　一博